

写

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

宮城地方労働審議会一般公示第2号

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、宮城県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和8年1月8日までに、宮城地方労働審議会（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎、宮城労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年12月18日

宮城地方労働審議会  
会長 砂金 直美

写

(別紙)

### 意 見 書

令和 年 月 日 貴会が家内労働法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示した宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

宮城地方労働審議会

会長 砂金 直美 殿